

## 新興感染症対応力強化事業（補助金）についてよくあるご質問

### 1. 「施設」整備事業、「設備」整備事業共通

#### ①本補助金を申請した場合、必ず補助されるか。

- 提出いただいた事業計画について、国及び県でその内容を審査させていただきますので、計画内容によっては、ご希望に添えないケースもございます。
- また、国及び県の予算額には上限がありますので、各医療機関様より、その上限を超える補助要望が出された場合、締結いただいている医療措置協定の内容等に応じて、補助の優先順位を判断させていただきますので、予めご了承ください。
- 加えて、令和7年度からは、流行初期対応を含む医療措置協定を締結された医療機関（薬局・訪看STを除く）であることが補助の要件となります。  
※まだ締結されていない場合は、今後締結いただくことが要件となります。

### 2. 「施設」整備事業について

#### ②个人防护具保管施設の整備について、例えば物置を購入して設置する場合も補助対象となるか。

- 本事業は建築工事（新築、改修、増築等）を対象としており、例えばキャビネットやロッカー、物置等を単に購入して設置する場合は補助対象とはなりません。
- ただし、物置等を土地に定着させるための工事を伴って建築物として整備する場合は補助対象となります。
- また、締結された協定内容に対して、明らかに整備面積が広すぎるなど、个人防护具を保管する用途以外に使用されると考えられる整備計画については、補助対象とすることができないため、十分ご注意ください。

### 3. 「設備」整備事業について ※病院、診療所のみ

#### ③（以前購入した）既存の設備が老朽化しているが、本補助金を活用して更新することはできるか。

令和7年度より、老朽設備の更新も補助対象となります。